

改正 平成12年4月1日

平成21年4月1日

1 目的

この要綱は、自宅の浴室あるいは一般の浴場では入浴することが困難な在宅の重度心身障害者（児）に入浴のサービスを提供し、重度心身障害者（児）の身体の清潔を保つとともに、家族の介護および経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、重度心身障害者（児）とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が2級以上のもの
- (2) 愛の手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が2度以上のもの

3 対象者

重度心身障害者（児）入浴サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する65歳未満の在宅の重度心身障害者（児）で、次に各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）にもとづき要介護・要支援認定された者、感染性疾患に罹患している者または医師から入浴を禁止されている者は、除くものとする。

- (1) **市町村民税非課税の者**
- (2) **生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者**
- (3) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める者

4 事業の実施方法

事業は、次により行うものとする。

- (1) この事業は、市内の特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）が設置する入浴施設を利用して、重度心身障害者（児）を入浴させるものとする。
- (2) 重度心身障害者（児）は、市が発行する重度心身障害者（児）入浴サービス券（以下「入浴サービス券」という。）により、老人ホームにおいて入浴するものとする。
- (3) この事業は、月3回を限度として利用できるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができるものとする。
- (4) この事業は、老人ホームの管理および日常の業務に支障のない範囲で実施するものとする。

5 申請

この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、重度心身障害者（児）入浴サービス券交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、申請書に添付する書類については、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に該当する者 次に掲げる市町村民税非課税証明書（以下「非課税証明書」という。）
 - ア 4月から6月までに申請する場合 前年度分の非課税証明書（7月以後の助成を受けるときは、当該年度分の非課税証明書を再提出しなければならない。）
 - イ 7月から翌年3月までに申請する場合 当該年度分の非課税証明書
- (2) 前項第2号に該当する者 該当することを証する書類
- (3) 法の要介護・要支援認定を受けていないことを証明する書類
- (4) 医師による入浴を禁止されていないことを証明する書類

6 決定

市長は申請書を受理した場合は、内容を審査し、入浴サービス券の交付（以下「交付」という。）を認めるときは重度心身障害者（児）入浴サービス券交付承認通知書（様式第2号）により、また、交付を認めないときは重度心身障害者（児）入浴サービス券交付不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

7 辞退

事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、この事業の利用を辞退するときは、

重度心身障害者（児）入浴サービス券交付辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

8 取消し等

市長は、利用者が偽りその他不正の手段により入浴サービスを受けたとき、もしくは利用者以外の者に入浴サービスを受けさせたとき、または次のいずれかに該当する場合は、交付を取り消し、重度心身障害者（児）入浴サービス券交付取消通知書（様式第5号）により通知するとともに、入浴サービス料に相当する額の返還を求めることができる。

- (1) 第3項に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 辞退届が提出されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 事業の利用が困難と認められたとき。

9 届出

利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、重度心身障害者（児）入浴サービス券交付変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第3項に規定する要件を欠いたとき。

10 利用契約等

- (1) 市長は、この事業の実施について、老人ホームと利用契約を締結するものとする。
- (2) 前号の利用契約にかかる事業の実施に要する費用については、入浴サービスの利用実績にもとづいて、予算の範囲内で当該老人ホームに支払うものとする。

11 交付の継続

- (1) 市長は、利用者から新年度の交付を辞退する旨の申出がない場合、継続して助成するものとする。
- (2) 前号の場合において、利用者は、7月以後の交付を受けるときは、当該年度分の非課税証明書等を再提出しなければならない。なお、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

12 調査等

市長は、必要があると認めるときは、利用者もしくはその家族および老人ホームに対して調査し、または報告を求めることができる。

13 実施期日

この要綱は、平成3年5月1日から実施する。

14 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

様式（省略）